

T-NEWS

3

【 Vol.058 】



土屋 敬の「つれづれ雑記」

テレワーク導入費用は「支給」「貸与」で異なる課税
経営資源集約化税制、令和3年度改正で新設
新型コロナウイルスに関する融資制度が拡充
税務調査期間は「3ヵ月以内」が69%～東京会調査
退職所得課税、役員など以外も2分の1課税の適用除外



「リモートコンサルティング」、好評です

新型コロナウイルス感染症に関する最近のニュースによると、40歳未満でも重症化する方、後遺症と闘っている方が少なくないそうです。

こんな時期だからこそ、保障内容の再点検を。昨年6月からスタートしたリモートによる面談もオススメです。インターネット環境と指定のブラウザがあれば、アプリ等のインストールも不要です。仕事や家事の隙間時間に、ぜひお声がけください。



土屋 敬のつれづれ雑記 『強く、しなやかに…』

寒さもようやく薄れ、少しずつ暖かさを感じる季節となりました。皆さま、お元気でいらっしゃいますか？

先日、娘の高校の卒業式に参加してきました。
非常に感動しました。
特に感動したのは卒業生代表の挨拶。一部ご紹介します。



無事に高校を卒業することができました。
誰にも「気の毒な学年だった」とは言わせません。
「気の毒な学年」ではありません。
全ての事にできる限りをつくしてきました。
力を合わせて工夫して、新たなスタイルを創り上げました。
きっとこれからが私の人生です。
夢に向かって、謙虚に誠実に前に進んでいきたいと思えます。

高校3年生にとって、この1年は本当に大変な1年間でした。
突然の休校や慣れないオンライン授業、友だちとも会えない不安な日々。
それぞれが、それぞれの場所で戦ってきた1年間だと思います。

「かわいそうな学年」「気の毒な学年」と言われることもあったでしょう。
運動部の各種大会、高文祭、定期演奏会、体育祭、学園祭も、
中止や変更を強いられました。

自分たちのせいではないのに、コロナ禍で失われてしまった学校生活を思うと、
さぞかし残念であったことでしょう。悔しくてたまらなかったことでしょう。

そのような状況の中で、素晴らしい感動的な卒業式を開催することができた。
それは、当たり前のことではありません。
高校3年生が、この悲しくて息苦しい1年間に負けなかった証です。

大人の私たちでさえも、【コロナ禍】を『言い訳』にしてしまいがちなのに、
卒業生代表挨拶はまさしく前向きでしなやかさが溢れ出ており、
遅く感じる事が出来ました。

我々父母が、卒業生から多くのことを学ばせていただきました。

強く、しなやかに。今日も一日、一緒に頑張ってまいりましょう！

テレワーク導入費用は「支給」「貸与」で異なる課税

■「支給」した場合は原則現物給与として課税の対象

新型コロナウイルス感染症の対策や働き方改革の一環として、テレワークやリモートワークでの在宅勤務を導入する企業が急増している。そのため従業員は、自宅で職場と同様の環境で仕事ができるよう通信環境の整備や作業スペースを整える必要があり、従業員の経済的負担も増えることになる。

企業側は、従業員が自宅でも効率的に仕事ができるように、業務に欠かせない物品を全額負担して用意することが検討項目になってくる。

そこで、企業側が、通信環境の整備など業務に必要なPCやモニターなどのICT機器や椅子などの器具備品などを会社の負担で用意し、従業員に「支給」した場合の課税関係はどのようになるのだろうか。

給与所得を有するものがその使用者から受ける金銭以外の物(経済的な利益を含む)でその職務の性質上欠くことのできないものとして、所得税法関連の政令で定めるものは非課税所得となっている。しかし、その政令で定めるものの中にはテレワークで必要とされる物品は明記されていないことから、非課税対象にならないので、原則現物給与として課税の対象となる。

■「貸与」の場合、課税関係は発生せず

では、会社にある備品や必要な物品を購入して従業員に「貸与」して、テレワークのためだけに使用した場合はどうか。「貸与」の場合は、資産の所有権は会社側にあり、従業員には返却の義務があることから、課税関係は発生しない。

ただし、税務調査などで現物給与として指摘されないためにも、業務で使用するために会社が従業員に「貸与」していること、テレワークにしか使用しないことを明らかにしておく必要がある。そのため、税務上指摘されないように台帳や規程を作って一定の管理を行うことが勧められる。

以上のように、テレワーク導入費用は、会社からの「支給」であれば現物給与として課税、「貸与」の場合は課税関係が発生しないとされる。

■通信費や光熱費などの費用については注意が必要！

なお、自宅で通常の業務を行うとすれば通信費や光熱費などが発生するが、その費用について、会社が「在宅勤務手当」として一定額を「支給」する場合は、「在宅勤務手当」は使途自由の資金として支給されるため給与課税の対象となる。

一方、実費精算する場合は、従業員が業務の使用量に応じて通信費や光熱費などの明細を提示し実費精算するので、従業員が会社の負担すべき費用を立て替えたにすぎないため、給与課税は生じないとされる。

(浅野宗玄、税金ジャーナリスト、株式会社タックス・コム代表)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
ホームページ www.sonylife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

経営資源集約化税制、令和3年度改正で新設

■ 中小企業に対して、税制面でもM&Aを後押しする促進策

令和2年12月10日に、与党から「令和3年度税制改正大綱」が発表された。その中から、今回は「中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設」を取り上げる。

経営資源の集約化によって生産性向上などを目指す計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づくM&Aを実施した場合に、①設備投資減税、②雇用確保を促す税制、③準備金の積立を認める措置が、令和3年度税制改正に盛り込まれた。

日本の中小企業の経営者は高齢化が進んでおり、事業承継や生産性向上の面において、経営資源の集約化による事業の再構築などにより、足腰を強くする仕組みを構築していく必要がある。このため、経営資源の集約化(M&A)によって生産性向上などを目指す計画の認定を受けた中小企業が、中小企業の株式の取得後に簿外債務、偶発債務などが顕在化するリスクに備えるため、準備金を積み立てたときは、損金算入を認める措置が講じられる。

あわせて、同計画に必要な事項を記載して認定を受けた中小企業は、新たな類型として中小企業経営強化税制の適用が可能となり、さらに、所得拡大促進税制の上乗せ要件に必要な計画の認定が不要となる。

■ 事前認定を受けることで、株式などの取得価額の最大70%が、投資年度で損金算入可

具体的には、中小企業等経営強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する中小企業者(適用除外事業者に該当するものを除く)のうち同法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に中小企業等経営強化法の経営力向上計画(経営資源集約化措置(仮称)が記載されたものに限る)の認定を受けたものが、その認定にかかる経営力向上計画にしたがって他の法人の株式などの取得(購入による取得に限る)をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合(その株式などの取得価額が10億円を超える場合を除く)において、その株式などの価格の低落による損失に備えるため、その株式などの取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できることとなる。

ただし、この準備金は、その株式などの全部又は一部を有しなくなった場合、その株式などの帳簿価額を減額した場合などにおいて取り崩すほか、その積み立てた事業年度終了の日の翌日から5年を経過した日を含む事業年度から5年間でその経過した準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入する。

(注) 令和3年度税制改正大綱については、国会を通過するまでは確定事項ではないため、ご留意いただきたい。

(2-1) 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

新設

- 経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づくM&Aを実施した場合に、①設備投資減税 ②雇用確保を促す税制 ③準備金の積立を認める措置を創設する。

① M&Aの効果を高める設備投資減税

投資額の**10%を税額控除** 又は **全額即時償却**。

※資本金3000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

(参考) 具体的な取組例

- 自社と取得した技術を組み合わせた新製品を製造する設備投資
- 原材料の仕入れ・製品販売に係る共通システムの導入

② 雇用確保を促す税制

M&Aに伴って行われる労働移転等によって、給与等支給総額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、**給与等支給総額の増加額の25%を税額控除**。

(1.5%以上の引上げは15%の税額控除)

(参考) 具体的な取組例

- 取得した販路と異なる販売促進を行うために必要な要員の確保

③ 準備金の積立 (リスクの軽減)

M&A実施後に発生し得るリスク(簿外債務等)に備えるため、据置期間付(5年間)の準備金を措置。

M&A実施時に、**投資額の70%以下の金額を損金算入**。



(注) 中小企業のM&Aには、次期1「株式会社法」の「事業譲渡」のケースがあるが、簿外債務等のリスクがハッキリしない「株式譲渡」にして、準備金制度を適用。

出典: 経済産業省「令和3年度(2021年度)経済産業関係税制改正について」
https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2021/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf

(村田 直 マネーコンシェルジュ税理士法人)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
 大手町フィナンシャルシティグランキューブ
 ホームページ www.sonymlife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
 下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所
 (氏名) ライフプランナー 土屋 敬
 (住所) 〒983-0852
 仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F
 (電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463
 (E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

新型コロナウイルス感染症に関する融資制度が拡充

実質無利子・無担保融資について、緊急事態宣言を踏まえた運用の柔軟化などを行うため、実質無利子などとなる上限額の引上げおよび直近1か月に加え、直近2週間以上の売上減少実績があれば対象とするよう、売上減少要件緩和が1月22日から実施された。

■実質無利子などとなる上限額の引上げ

日本政策金融公庫国民生活事業、民間金融機関などについては、実質無利子などとなる上限額を4,000万円から6,000万円に、日本政策金融公庫中小企業事業などについては、実質無利子などとなる上限額が2億円から3億円に引き上げられた。

■融資対象の拡充

新型コロナウイルス感染症特別貸付の拡充後の融資対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化をきたし、次の(1)または(2)のいずれかに該当する方となる。

- (1)「最近1か月間などの売上高」または過去6か月(最近1か月を含む)の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方
- (2)業歴3か月以上1年1か月未満の場合、または店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備投資や雇用などの拡大を行っている企業(ベンチャー・スタートアップ企業を含む)など、前3年の全ての同期と単純に比較できない場合などは、「最近1か月間などの売上高」または過去6か月(最近1か月を含む)の平均売上高(業歴6か月未満の場合は、開業から最近1か月までの平均売上高)が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - ①過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高
 - ②令和元年12月の売上高
 - ③令和元年10月～12月の平均売上高

なお、「最近1か月間などの売上高」には、最近1か月の売上高に加え「最近14日間以上1か月間未満の任意の期間における売上高」を含む。

また、「最近14日間以上1か月間未満の任意の期間における売上高」と比較する場合は、上記①～③の売上高を日割り計算し、その期間に対応する日数を乗じて算出した売上高となる。

実質無利子などとなる方は、新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方で売上高が15～20%以上減少などの要件があるので、ご注意ください。

(今村 京子 マネーコンシェルジュ税理士法人)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
ホームページ www.sonylife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472

(FAX) 022-296-5474

(携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

税務調査期間は「3ヵ月以内」が69%～東京会調査

■調査内容は「帳簿・証憑」が78.0%と大半を占める

東京税理士会は、会員が受けた税務調査について、(1)事前通知の実施状況、(2)無予告調査、(3)調査件数、調査内容及び調査日数、(4)調査結果、重加算税処分などの実態把握を目的に、令和2年度「税務調査アンケート」を実施した。

調査結果(有効回答数378会員)によると、対象期間(令和元年・7月～2・6月)に404件の税務調査の事前通知があり、このうち「納税者のみに通知があった」件数は21件(5.2%)だった。事前通知がなかった無予告調査件数28件(6.5%)のうち「税務調査が速やかに開始されたもの」が24件(85.7%)だった。

無予告調査は、納税者の負担が特に大きいことから、東京会では、「正確な課税標準など又は税額などの把握を困難にするおそれがあるとき」または「調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」以外は避け、事前通知は要しないとの判断は慎重にするよう求めている。

回答のあった調査件数432件の内訳は、「法人税(消費税含む)」が325件と約75%を占め、「所得税(同)」が63件、「相続税(含む贈与税)」が35件、「その他国税」が9件。

調査内容は、「帳簿・証憑」が337件(78.0%)で大半を占めているが、他の調査内容については、(1)「現金・預金」(36.6%)、(2)「机・書庫・金庫」(8.6%)、(3)「パソコンなど」(7.9%)などの順に多くなっている。

■「申告是認」は22.1%、「修正申告」は76.9%

税務調査のうち、着手から終了までの期間は、432件中、「3ヵ月以内」で終了したものが296件で68.5%を占めて最も多く、「3ヵ月超～5ヵ月以内」が90件で20.8%、「6ヵ月以上」が38件で8.8%となっている。また、調査終了時、申告内容に誤りが認められなかった214件の場合、「更正決定などをすべきと認められない旨の通知」が「あった」のは124件と約58%を占めた。

一方、申告内容に誤りが認められた233件の場合、「更正決定などをすべきと認めたその理由の説明」が「あった」のは199件と約85%を占めた。

なお、調査件数432件のうち、「申告是認」は91件(22.1%)、「修正申告」は316件(76.9%)、「更正」は4件(1.0%)。「修正申告」のうち、6件が「不満だった」。「更正」のうち、不服申立てをしたものはない。また、修正申告・更正251件のうち、「重加算税処分あり」は51件(20.3%)だった。

(浅野宗玄、税金ジャーナリスト、株式会社タックス・コム代表)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
ホームページ www.sonymlife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

退職所得課税、役員など以外も2分の1課税の適用除外

■ 支払額300万円までは引き続き2分の1課税を適用

令和3年度税制改正では退職所得課税の適正化が実施される予定。退職所得の金額は、原則として、「(収入金額(源泉徴収される前の金額)－退職所得控除額)×1/2」として計算されるが、平成24年度税制改正により、勤続年数5年以下の役員などが受け取る退職金は2分の1課税の適用がなくなった。この勤続5年以下の法人役員などを対象にしている退職所得の2分の1課税の適用除外措置を、勤続5年以下なら役員など以外の一般社員も対象にする。

退職金から退職所得控除額を控除した残額の2分の1を退職所得とする「退職所得の2分の1課税」は、退職所得が長期にわたる勤務の結果生ずるものであり、勤務の対価の一部が蓄積して一挙に支払われるものであることに配慮した税負担の平準化措置とされている。この理由から、法人役員など以外であっても勤続年数5年以下の短期の退職金については2分の1課税の適用から除外するもの。令和4年分以後の所得税について適用する。

ただし、雇用の流動化などに配慮し、退職所得控除額を除いた支払額300万円までは引き続き2分の1課税を適用する(法人役員などは除く)。この見直しに伴い、短期の退職金とそれ以外の退職金がある場合の退職所得の金額の計算方法、退職金の源泉徴収税額の計算方法、退職所得の源泉徴収票の記載事項などについての措置がとられる。退職所得の2分の1課税の適用除外措置は、法人役員などに限定した平成24年度改正以来の見直しとなる。

■ 退職所得は原則、他の所得と分離して所得税額を計算

上記の措置は令和4年分以後の所得税から適用されるが、専門家は中小企業において勤続年数5年以下の従業員に支給する退職金が、退職所得控除額後で300万円を超過することは稀なケースとみている。

ともあれ、想定される計算式は、例えば、勤続年数5年、退職金600万円の場合の課税対象額は、「600万円－40万円×5年＝400万円」のところ、300万円までは2分の1課税なので、「300万円×1/2＋(400万円－300万円)＝250万円」となる。

なお、退職所得は、原則、他の所得と分離して所得税額を計算する。また、退職金などの支払の際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出していれば、退職金等の支払者が所得税額などを計算し、その退職手当などの支払の際、退職所得の金額に応じた所得税等の額が源泉徴収されるため、原則として確定申告は必要ない。

一方、同申告書の提出がなかった場合には、退職金等の支払金額の20.42%の所得税額等が源泉徴収されるが、確定申告で精算する。

(浅野宗玄、税金ジャーナリスト、株式会社タックス・コム代表)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
ホームページ www.sonymlife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp